

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和 5 年 1 月 26 日に提起した処分庁による納付通知書による告知処分（令和 5 年 1 月 1 日付け西取第 91 号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（告知処分に関する件 令和 5 年度（収）第 1 号。以下「本件審査請求」という。）について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、令和 5 年 1 月 1 日付けで審査請求人に対し、納税者 [REDACTED] の滞納市税に係る保証人であるとして、納付通知書による告知処分を行った。
- 2 審査請求人は、令和 5 年 1 月 26 日、西尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消す裁決を求めている。

(1) 換価の猶予の妥当性について

処分庁は、審査請求人に対して換価の猶予の申請の強要や審査請求人などの財産調査を疎^{ろく}に行わず、一方的に換価の猶予の手続を完了した。

また、審査請求人は保証人として滞納者の市税の納付を担保する資力を持ち合わせておらず、納税を担保できない者を保証人とさせること、また納付通知書により告知をし、納税義務を負わせることに瑕疵があると認められる。

- (2) 滞納市税が免除されなければ、保証人となった契約が無効で違法であるか否かについて

担当職員が述べたとされる「換価の猶予の書類を提出して1年間納税（毎月3万円ずつ）をすれば免除（滞納処分の停止）するから換価の猶予の書類を提出し、審査請求人に対して保証人になって欲しい。」ということが保証人となるに至った経緯であり、契約の同意事項である免除が行われないのであれば、保証人の契約は無効であり、本件処分は無効で違法である。

- (3) 保証人となるにあたり、処分庁から説明があったか否かについて

担当職員は「一度保証人になったら、滞納市税を完納するか新たな担保提供がなければやめられない。」などと保証の制度について説明を十分にしているとあるが、そのような説明はなかったと思う。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 換価の猶予の妥当性について

審査請求書の理由として、「滞納者および審査請求人が希望しないにもかかわらず換価の猶予の申請を強要」との記述は事実ではなく、審査請求人は自ら保証人になることを希望され、自署した令和5年5月22日付「納税保証書」を当市に提出したことからその事実は明らかである。

滞納者および審査請求人の財産調査については、金融機関の預貯金等の調査等は一通り実施済みであり、請求人を保証人とした場合、滞納市税の徴収が確実であると判断したため、請求人を申出のとおり保証人として徴したものである。

また、「審査請求人は保証人として滞納者の市税の納付を担保する資力を持ち合わせておらず、収納課は滞納者に対して増担保の要求処分をしなければならなかった」との記述があるが、同旨の異議申し立てが国税不服審判所（平30.8.1 東裁(諸)平30-20）にて棄却されている。

- (2) 滞納市税が免除されなければ、保証人となった契約が無効で違法であるか否かについて

反論書において記述された「取引先を調査する。換価の猶予の書類を提出するよう説得してほしい。書類を提出して1年間納税をすれば免除するから換価の猶予の書類を提出、請求人に保証人となって欲しい」の内容を発言した事実はない。

- (3) 保証人となるにあたり、処分序から説明があったか否かについて
弁明書において、処分序としても保証の制度に対する理解がないまま話を進められては困るため、5月18日と5月22日にそれぞれ説明をしている。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の5第1項では、「徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けた者がその猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予の期限までに納付若しくは納入をせず、又は地方団体の長が第15条の3第1項（第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりその猶予を取り消したことによって、その猶予に係る地方団体の徴収金を徴収する場合において、その地方団体の徴収金について徴した担保があるときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは納入させる。」旨が定められている。
- (2) 地方税法第11条第1項では、「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次条から第11条の9まで又は第12条の2第2項若しくは第3項の規定により第二次納税義務者を有する者から徴収しようとするときは、その者に対し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならない。」旨が定められている。
- (3) 地方税法第16条の5第4項では、「第11条の規定は、第1項又は第2項（これらの規定を前提において準用する場合を含む。）の規定により保証人から地方団体の徴収金を徴収する場合について準用する。」旨が定められている。
- (4) 国税通則法基本通達第54条関係6では、「国税の担保が第三者の所有財産又は保証人の保証である場合には、その第三者又は保証人に対し、その意

思に基づき担保財産を提供したこと、又は保証をしたことを確認した上で担保を徴取するものとする。」旨が定められている。

(5) 国税庁ホームページ事務運営指針第4章第2節担保4.2担保の提供及び徴取手続(5)第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱いでは、「第三者の所有財産又は保証人の保証を担保して徴する場合には、納税者及びその第三者又は保証人（以下「物上保証人等」）に対して、次によりその意思に基づき保証をしたこと、又は担保財産を提供したことを確認した上で担保を徴する。ただし、物上保証人等が、納税者とともに税務署において担保を提供するために必要な手続をしたこと等により、担保を提供する意思が明らかに認められる場合は、この限りではない。この場合は、納税者及び物上保証人等が、署名（記名を含む。）するなど、自らの意思において担保を提供するために必要な手続をしたことを的確に記録しておくことに留意する。」旨が定められている。

2 本件処分に違法性又は不当性があるかについて

(1) 換価の猶予の妥当性について

審理員意見書の第2 事実関係のとおり、処分庁は、審査請求人などの金融機関の預貯金等の調査等は一通り実施済みであり、審査請求人が自署した納税保証書を処分庁に提出していることから、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 滞納市税が免除されなければ、保証人となった契約が無効で違法であるか否かについて

審査請求人は、「保証人を引き受けた際の同意事項である免除が行われないのであれば、保証人の契約は無効であり、本件処分は無効で違法である」旨主張する。

しかしながら、以下のとおり、関係各証拠及び口頭意見陳述等の結果によれば、本件保証契約に際して滞納市税を免除する旨の条件が付された事実は認められない。

ア 審査請求人の令和6年12月25日の口頭意見陳述内容

審査請求人が令和6年12月25日に行われた口頭意見陳述において述べた内容は次のとおりである。

(ア) 審査請求人の顧問税理士と処分庁との間で、審査請求人が、1年間毎月納税することで、残りの滞納市税が免除されるというやり取りがあつ

たことから、顧問税理士からの勧めもあり、内縁の夫である [REDACTED] の保証人になった。

(イ) 上記(ア)の滞納市税の免除について、審査請求人は、顧問税理士と処分庁との間で行われたやり取りの結果を顧問税理士から聞いただけであり、審査請求人は、処分庁とは滞納市税の免除についての話は直接していない。

(ウ) 審査請求人と顧問税理士は、上記(ア)の1年間毎月納税することで滞納市税が免除されることについて、一般的に考えられない措置であると認識していた。しかしながら、審査請求人は、処分庁担当者に直接確認することはせず、処分庁との間で書面を交わすことも行わず、保証人の契約をした。

イ 処分庁担当者の意見聴取内容

処分庁担当者は、顧問税理士及び審査請求人に対して、納税を免除するということは言っていないと審査請求人の主張を明確に否定した。

ウ 判断の理由

(ア) 審査請求人は、審査請求人の顧問税理士と処分庁との間で、審査請求人が、1年間毎月納税することで、残りの滞納市税が免除されるというやり取りがあったと主張するが、そのようなやり取りがあったのであれば当然話題になるであろう具体的な内容（毎月の納税額、1年間納税した後に免除する額、免除の対象となるのが滞納市税の元本なのか延滞金なのかなど）については一切主張しておらず、そのようなやり取りがあったことを示す書面等も存在しないことからすると、顧問税理士と処分庁との間で滞納市税の免除についてのやり取りがあったとは認められない。

(イ) また、審査請求人自身は、処分庁担当者と滞納市税の免除の話を直接したことはないことを認めていることからすれば、審査請求人と処分庁との間で、滞納市税の免除についての話があったとも認められない。

エ 結論

以上により、「保証人の契約に際して、一定期間納税をすれば滞納市税が免除される旨の条件が付された」旨の審査請求人の主張は、当該主張を裏付ける客観的な証拠が存在しない等の理由により認められず、結論として、本件保証契約が違法で無効であるとの主張は認められない。

- (3) 保証人となるにあたり、処分庁から説明があったか否かについて

ア 審査請求人の令和6年12月25日の口頭意見陳述において、審査請求人は処分庁から保証人の制度についての説明はなかったと思うと述べた。

これに対して、処分庁は、意見聴取において、保証人制度に対する理解がないまま話を進められては困ることから、その説明を5月18日と5月22日にそれぞれ行ったと述べた。

イ この点について、処分庁から保証人制度の説明がなかったのであれば、審査請求人が、処分庁に対して説明を求めるることは容易であったといえるが、審査請求人は、そのような説明を求めるることはせず、自らの意思で「納税保証書」の保証人欄及び「担保提供書」の納税保証人欄に署名・押印をしたうえで、自ら取得した印鑑登録証明書と合わせて処分庁に提出している。

ウ 以上のことからすれば、審査請求人に対する保証人の制度についての説明がなかったとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年3月28日

審査庁 西尾市長 中 村 健

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めるることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。